

令和 2 年度(第 6 1 回)科学技術週間推進要綱

令和 2 年 2 月  
文部科学省

令和 2 年度(第 6 1 回)科学技術週間については、「科学技術週間について」(昭和35年 2 月26日閣議了解)等(別添参照)に基づき、下記の要領で推進する。

記

1. 趣旨

科学技術に関し、ひろく一般国民の関心と理解を深め、もって我が国の科学技術の振興を図るため、科学技術週間を設け、できるかぎりこの期間中に各種の科学技術に関する行事を集中的に実施し、目的達成に資するものとする。

2. 期間

令和 2 年 4 月 1 3 日 (月) ～ 4 月 1 9 日 (日)

3. 行事の実施

関係機関等の協力を得ながら、以下の行事が科学技術週間の期間を中心として全国的に実施されるよう推進する。

- (1) 実験教室、講演会、研究成果の発表会、映画会、見学会、展示会、サイエンスカフェ等
- (2) 発明相談、技術相談等
- (3) 大学、大学共同利用機関等における公開講座の実施等
- (4) 試験研究機関、工場等の一般公開
- (5) 科学館、博物館等の特別公開等
- (6) その他、科学技術の関心と理解を深める行事(1日館長、動画配信等)

なお、文部科学省としては科学技術週間の取り組みとして以下を実施する。

- ① 科学技術功労者、科学技術振興功績者等の表彰等
- ② 「一家に 1 枚」ポスター「南極 - 地球の未来を映す窓 -」の製作、配布、文部科学省Webページへの掲載

- ③ 令和2年度(第61回)科学技術週間の告知ポスター制作、配布、文部科学省ホームページへの掲載

<配布先>

②③：関係省庁、全国の小・中・高等学校、大学、科学館・博物館、関係施設等

## 科学技術週間について

昭和35年 2月26日 閣議了解

### 1. 趣旨

科学技術に関し、ひろく一般国民の関心と理解を深め、もって我が国の科学技術の振興を図るため、科学技術週間を設け、できるかぎりこの期間中に各種の科学技術に関する行事を集中的に実施し、目的達成に資するものとする。

### 2. 期間

期間は、毎年4月18日を含む1週間とし、昭和35年度は、4月18日から24日まで（1週間）とする。

### 3. 行事

科学技術関係機関および一般の協力を得て、たとえば科学技術功労者の表彰、試験研究機関の公開、講演会、展覧会、映画会、座談会等の開催、科学技術に関する資料の公表など、この期間の趣旨にそった行事を全国的に実施するものとする。

---

## 科学技術週間の期間について

昭和49年12月6日  
科学技術庁

昭和35年2月26日の閣議了解に基づく「科学技術週間」の期間は、昭和50年度以降は、毎年、4月18日を含む月曜日に始まり日曜日に終わる1週間とする。